

百合が丘ニュータウン地区

地区の区分図



地区計画の目標

戸建て住宅を主体とした良好な住環境を、地区計画により、将来にわたって保全するとともに、健康で文化的な住民相互の交流を図るコミュニティー施設等を確保し、自然を生かした緑豊かなゆとりある住宅地の形成を目指しております。

建築物の制限に関する内容

建築物の用途の制限（次の建築物は建てられません。）

低層住宅 地区	ア 共同住宅，奇宿舍又は下宿 イ 学校，図書館その他これらに類するもの（近隣に居住する者の利用に供する集会所等を除く。） ウ 神社，寺院，教会その他これらに類するもの エ 公衆浴場
集合住宅 地区	法別表第2（は）項に掲げる建築物以外のもの
文教地区	学校（大学，高等専門学校，専修学校及び各種学校を除く。）及びこれに付属する建築物以外のもの
センター地区	ア 工場（店舗及び事務所の内に付設される作業場で，その面積の合計が150㎡以下のものを除く。） イ マージャン屋，ぱちんこ屋，射的場，勝馬投票券発売所，場外車券売場その他これらに類するもの ウ ホテル又は旅館 エ 自動車教習所 オ 床面積の合計が15㎡を超える畜舎 カ カラオケボックスその他これに類するもの キ ニードスタジオ，のぞき劇場，ストリップ劇場，専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設，専ら性的好奇心をそそる写真その他の部品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの ク スロットマシン，テレビゲーム機その他これらに類する遊戯施設を設け，主として客に遊技をさせる営業の用に供する店舗又はこれに類する区画された施設

建築物の敷地面積の最低限度

低層住宅地区	200㎡
集合住宅地区	
センター地区	500㎡